慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	田中誠二 松元亘共著『例解手形小切手法』
Sub Title	S. Tanaka & W. Matsumoto : The law of bills of exchange, promissory
	notes and checks
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1963
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.36, No.9 (1963. 9) ,p.95- 96
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19630915-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



松元 亘 共著田中誠二 共著

『例解 手形小切手法』

ことはいうまでもないが、最近この姉妹書として「例解手形小切手解答されて、会社法学の研究を志す者にとつてよき指針を示された法」を出版され、会社法上重要と考えられる一○二の例題について田中誠二教授は昭和三七年八月に久保欣哉教授と共に「例解会社

新進松元亘助教授と共に出版された。

いての理論や原則を問題形式で理解させること、②この理解を演習として、やはり一〇二を掲げ、この例題に対する解答の形式で手形法、小切手法につまり、その方法として手形法、小切手法上重要と考えられる問題に、小切手法につき説明される。そして「⑴手形法・小切手法につまして役立つことを目的と」して、やはり一〇二を掲げ、この例題に対する解答の形式で手形として、やはり一〇二を掲げ、この例題に対する解答の形式で手形として、やはり一〇二を掲げ、この例題に対する解答の形式で手形として、②この理解を演習といる。

トや卒業論文の作成等に便宜を与えること」を目的としている。をしようとする方々には、詳細な参考文献を示して、演習のリポーその考え方と解き方とに習熟させること、⑶それ以上の詳細な研究問題として掲げられた別形式の問題や応用問題によりテストさせ、

代理権を与えられているが、その代理権の範囲を越えて手形行為を 答を見ると、 先ずヒントとして、「甲も代理権を 授与した範囲まで られていないのにもかかわらず、これをした場合とは異なり、 ことは越権代理の場合についても同様である(手形法八条末段、七七 わされることが定められているが(手形法八条、七七条二項)、 その者は、手形の流通性保護の必要上、みずから手形上の責任を負 行為をした場合、すなわち手形行為の狭義の無権代理の場合には、 て「代理権を与えられていない者が代理権を有するものとして手形 できるか」(例題一一、三四頁参照)として問題が提起され、その解 したときに、丙は甲および乙に対してどのような請求をすることが 理権を乙に与えたところ、乙は二百万円の手形を振出して丙に交付 小切手法は学生産から遠のくが、「甲は百万円の 約束手形振出の 代 ていることからみれば、その条文数が非常に僅かで、しかも諸規定 条二項)。ただ、この場合は、全然手形行為の代理をする権限を与え 責任を負うかどうかに着眼する」とし、本件は越権代理の一つとし は殆んど全面的な規定の動員が必要とされるなど、学習者にとつて は互いに有機的関連を有し、しかも一個の手形上の法律関係に付て 手形法・小切手法は、実際に大量の手形・小切手が頻繁に流通し それらを理解することが困難である。そこでいきおい手形法・ 一応

介と批評

紹

金額全部について責任を負わせるべきであるのか、また本人の責任限を越えた部分についてだけ責任を負わせるべきであるのか、手形のような責任を負わせるべきかという問題を生ずる。すなわち、権のような代理人にどしたものであり、また手形法第八条末段が「権限ヲ越エタル代理人したものであり、また手形法第八条末段が「権限ヲ越エタル代理人

る。更に親切にもこれに関連する参考文献が上げられている。をた乙に対しては二百万円を請求することができる」と説明していきものであるから、丙は甲に対しては百万円を請求することができ、責任を負うべきであり、また乙は手形金額の全部に対し責に任ずべきものであるから、丙は甲に対しては百万円を請求することができ、設を説明され、その上で「甲は代理権を与えた金額までは手形上の説を説明され、その上で「甲は代理権を与えた金額までは手形上の説を説明され、その上で「甲は代理権を与えたのが、との点についてはジュネーヴ統一会はどうなるのかが問題となり、この点についてはジュネーヴ統一会

上の無効公告についてまでもいわれている。として一総説、二公示催告手続、三担保提供の方法の他、四新聞紙きにはどのような法律的手続をとるべきか」(例題三四・一一○頁)をはどのような法律的手続についても、例題では「手形をなくしたと

な問題についての解決であるかを説明されている。も身近かなものからとらえて説明され、手形小切手法がいかに卑近これらはほんの一例に過ぎないが、平易に、しかも例題を通常最

説、第二章振出、第三章譲渡、第四章呈示および支払、第五章支払形、第三章約束手形としている。又小切手も七章に分け、第一章総説として、手形の概念種類 およ び 経済作用を述べ、第二章為替手第一編手形、第二編を小切手とし第一編を三章に分け、第一章総

このような意味において現役を引退した政府当局者が現職中の出

よつて著者も述べられる如く「読者は、本書を充分に利用するこる。

信ずる」ものである。(有信堂発行(A5版三二六頁)定価七五〇円)とによつて、手形法・小切手法についての実力を身につけることと

(米津昭子)

佐藤尚武著

回顧八十年』

ビスマルクはかつて「真の歴史は公文記録からは書くことは出来ない。何故ならば歴史家は必ずしもその公文記録の起草者の真意を知り得ないからである」と言つたと伝えられ、またこれに対する言理である……が、公表するために公表された公文記録にのみ頼つて理である……が、公表するために公表された公文記録にのみ頼つてはならない。当時の当局者の私信、関係各省の覚書、秘密調書、事件関係者の傍証によつて史上に活躍する人物の仕事振りを耽め、また所謂無上の奥義を探り更に思想発展の過程を知り得るのである」と言つている。